

社会福祉法人石川福祉会職員処遇改善特別手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人石川福祉会の職員給与規程第2条第1項第16号の職員処遇改善特別手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(介護職員処遇改善加算を原資とする支給対象職員及び金額)

第2条 介護職員処遇改善加算を原資とし、支給する対象職員の範囲は、正規職員、非正規職員問わず、介護職及び介護職以外の職員に格差が生じないように講ずるものとする。

2 金額は、月額37,000円を限度として支給することができる。

(介護職員等特定処遇改善加算を原資とする支給対象職員及び賃金改善方法)

第3条 介護職員等特定処遇改善加算を原資とし、支給する対象職員の範囲は、正規職員、非正規職員の介護福祉士であって、他法人も含めて10年以上の介護職経験のある、経験・技能のある介護職員、経験・技能のある介護職員を除く他の介護職員、介護職員以外のその他の職員とに差を付けて賃金改善を行う。

2 経験・技能のある介護職員は、他の介護職員の賃金改善額より平均2倍以上の賃金改善額とする。

3 介護職員以外のその他の職員は、他の介護職員と同等かそれ以下の賃金改善額とする。

(原資)

第4条 手当支給に関する原資は、介護職員処遇改善加算による加算並びに介護職員等特定処遇改善加算及びその他の経費をもってあてる。

(職場環境の改善)

第5条 この手当支給とあわせ、各施設の実情による職員の資質向上や職場環境の改善さらには、入所者に質の高いサービスの提供に努めるものとする。

(支給日)

第6条 第2条の職員処遇改善特別手当の支給日は、給与規程第5条の定めにかかわらず介護職員処遇改善加算の交付日の翌月とする。

2 第3条の介護職員等特定処遇改善加算の支給日は、原則として12月、3月及び6月とし一時金として支給する。

(期末・勤勉手当)

第7条 この職員処遇改善特別手当は、期末手当・勤勉手当の計算には算入しない。

(有効期間)

第8条 この要綱の有効期間は、平成27年4月から令和3年3月までの介護サービス提供に係るものとし、令和3年6月30日までとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。